

新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる対応状況等(10報)
(3月9日 17:00 現在)

※下線部: 前回からの追加・修正箇所

1 小中学校休業に伴う対応について

(1) 休業期間と対象人数について

区 分	臨時休業(園) 開始日	春季休業期間	対象人数	
			児童・生徒	教職員
小学校 28校	3/3～3/25	3/26～4/7	3,202	322
中学校 6校	3/3～3/25	3/26～4/7	1,464	149
計			4,666	471

※児童・生徒は原則自宅待機とし、不要不急の外出は控える。

(2) 卒業式・修了式について

・中止

(3) 高校入試について

・各学校で説明・指示しているとおり。

(4) 学校給食について

・3月3日から給食中止

(5) 部活動、課外活動について

・当面の間禁止

(6) 塾、習い事等について

・保護者判断による。

(7) 学校施設の利用について

・体育館・グラウンドの一般開放は、2月29日～4月7日まで全面使用禁止。

(8) 城南中寄宿舎「はまゆう寮」について

・3月3日に全寮生帰省

(9) スクールバスについて

・3月3日から運行休止

(10) 各保護者への連絡方法について

- ・学校ホームページで随時情報掲示
- ・保護者個々へのメール配信(まちコミメール利用)
- ・個別の文書配布(郵便、または個別訪問の際にポスト投函)

2 子どもの居場所について

(1) 放課後児童クラブ

- ・放課後児童クラブ(11箇所)は、休業期間中開設する。

(2) 学校の教室を利用した居場所づくり

- ・市内小学校 28 校、中学校 6 校の全校で 3 月 9 日から実施。

3 その他の対応等について

公民館事業 隣保館事業	①主催・共催事業及び講座は原則中止 ②貸し館については中止を要請(必要な会議は自己責任で)
生涯学習センター事業	○公民館に準じる
放課後子ども教室	①平日の放課後子ども教室は中止 ②長期休暇に実施していた子ども教室を以下のとおり実施 宇和島子ども教室(明倫公民館) 3/4(水)から 美沼子ども教室(三間もみの木) 3/3(火)から
土曜塾	○2月29日分から中止
文化・スポーツ事業	①市主催の行事・活動については3/31まですべて中止を決定 ②主催が市ではない大会・イベントについても3/31までは中止要請 ③文化施設(宇和島城天守含む)に関しては、感染防止対策を講じた上で通常営業 ④屋外スポーツ施設の一般利用者(子供たちを除く)については、対策を講じた上で利用可能 ⑤スポーツ少年団等の活動は、3/3からの休業期間中は自粛を促す。

4 市管理施設等の対応

①	南予文化会館	3/3～3/31 自主事業は中止 貸し館については中止を要請
②	コスモスホール三間	3/3～3/31 自主事業は中止 貸し館については中止を要請
③	やすらぎの里	3/3～3/31 温浴施設・プール・研修集会施設・レストラン部分を休止
④	祓川温泉	3/3～3/31 利用中止
⑤	道の駅みま	3/3～3/31 研修室を休止
⑥	きさいや広場	3/3～3/31 特産品加工室・市民ギャラリー・研修室を休止
⑦	木屋旅館	3/3～3/31 コミュニティルームを休止
⑧	だんだん茶屋	3/6～3/31 食堂部分の営業を中止
⑨	総合体育館	3/3～3/31 利用中止
⑩	スポーツ交流センター	3/3～3/31 利用中止
⑪	吉田ふれあい運動公園	3/3～3/31 利用中止
⑫	三間国民体育館	3/3～3/31 利用中止
⑬	津島勤労体育センター	3/3～3/31 利用中止
⑭	三間柔道場	3/3～3/31 利用中止
⑮	津島柔剣道場	3/3～3/31 利用中止
⑯	地区学校体育館	3/3～3/31 利用中止
⑰	子育て世代活動支援センター	3/3～3/31 休止
⑱	むつみ荘	3/3～3/31 休止
⑲	高齢者コミュニティセンター	3/3～3/31 休止
⑳	三間町老人憩の家	3/5～3/31 休止
㉑	保健センター	3/2～3/31 休止
㉒	図書館	3/3～3/31 休館(中央、吉田、津島の3図書館) 利用者からのネットまたは電話予約による貸出し対応を 3/6 から中央図書館で実施
㉓	三間ふれあい交流館	3/3～3/31 貸し館について中止を要請 (必要な会議は自己責任で)

5 申告期限延期について

- ・令和2年度の個人市民税の申告期限を4月16日まで延長する。

6 事業者向け支援について

(1) 新型コロナウイルス感染症にかかるセーフティネット保証第4号の認定

- ・一般保証とは別枠で信用保証協会の保証(保証割合100%)を利用することが可能となる。

(2) 中小企業振興資金融資制度

- ・低金利で500万円までを上限に融資する。

(3) 小規模事業者経営改善資金(マル経融資)利子補給制度

- ・日本政策金融公庫のマル経融資の利用事業者を対象に、支払われた利息の一部を補給する。

【問い合わせ先】

- ・小中学校の対応について: 宇和島市教育委員会学校教育課(0895-49-7031)
- ・放課後児童クラブについて: 宇和島市保健福祉部福祉課(0895-49-7017)
- ・申告期限の延長について: 宇和島市市民環境部税務課(0895-49-7010)
- ・事業者向け支援について: 宇和島市産業経済部商工観光課(0895-49-7080)

〈各施設〉

- ・①～②: 宇和島市総務部企画情報課(0895-49-7003)
- ・③～⑦: 宇和島市産業経済部商工観光課(0895-49-7023)
- ・⑧ : 宇和島市産業経済部農林課(0895-49-7022)
- ・⑨～⑯: 宇和島市教育委員会文化・スポーツ課(0895-49-7033)
- ・⑰～⑱: 宇和島市保健福祉部福祉課(0895-49-7017)
- ・⑲～⑳: 宇和島市保健福祉部高齢者福祉課(0895-49-7018)
- ・㉑ : 宇和島市保健福祉部保険健康課(0895-49-7020)
- ・㉒ : 宇和島市教育委員会生涯学習課(0895-49-7032)
- ・㉓ : 宇和島市三間支所産業建設係(0895-49-7102)